

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	135	事業概要*	高岡政経懇話会 4月分、富山新聞政経文化懇話会 4月～12月分		
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	高岡政経懇話会会費	8,000	令和6年4月分		
	富山新聞政経文化懇話会会費	45,000	令和6年4月分～12月分		
	《合 計》*	53,000			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

収受 令和 6 年 5 月 28 日
決裁 令和 6 年 5 月 31 日
処理 令和 6 年 5 月 31 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	1834	事業概要*	北日本新聞高岡政経懇話会		
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	北日本新聞高岡政経懇話会	24,000	令和6年 1~3月分会費		
	《合 計》*	24,000			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

 北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0042780	06-02-02	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
振込枚数		振込枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:58	¥440円	¥32,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥440
000009

北陸銀行
高岡支店
普通 0939230
タカオカセイケイコンツカイ 様

ヤマモト トオル 様

電話番号

裏面もあわせてご覧ください。

振(201)5042 / 2022.9 10巻×500 OK

収受 令和 6 年 2 月 16 日

決裁 令和 6 年 2 月 21 日

処理 令和 6 年 2 月 21 日

請 求 書

富山県議会 議員
山本 徹 様

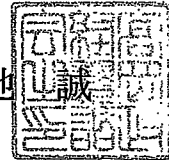
¥ 32,000-

但し 高岡政経懇話会会費
令和6年1月~4月(4ヶ月)

上記の通り請求いたします

令和6年1月4日

高岡政経懇話会 会長 蒲地



高岡市あわら町13-50
北日本新聞社西部本社内
電話 0766 (22) 2226

取り扱い金融機関

名 義	高岡政経懇話会	
口座番号	北陸銀行高岡支店	(普通) 0939230
	富山銀行本店	(普通) 0202737
	富山第一銀行高岡支店	(普通) 088745
	高岡信用金庫本店	(普通) 0719793
	北國銀行高岡支店	(普通) 100405
	新湊信用金庫本店	(普通) 0298264

令和5年度 (1月~3月)

$$32,000円 \times \frac{3}{4} = 24,000円$$

令和6年度 (4月)

$$32,000円 \times \frac{1}{4} = 8,000円$$

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	1538	事業概要	富山新聞政経文化懇話会
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	富山新聞政経文化懇話会	15,000	令和6年 1~3月分会費
			$60,000 \times \frac{3}{12} = 15,000$
	《合 計》	15,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号/処理番号	日付
お振込	0301942	06-02-27
銀行番号/預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144		
紙幣枚数	硬貨枚数	
万円 五千円 二千円 千円	500円 100円 50円 10円 5円 1円	
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額
14:04	¥440 円	¥60,000 円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	
手数料のうち振込手数料 ¥440 000048		
北陸銀行 高岡支店 普通 4564810 トヤマシンブンセイケイフンソウカイ 様 ヤマモト トオル 様 電話番号 [REDACTED]		

お願い...通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の組戻しはご利用控えを保持ください。
お振込先、お振込金額、ご利用明細に誤りがないことを必ずご確認ください。

裏面もあわせてご覧ください。

原2015042 1/ 2023.6 100×500 CK

收受 令和 6 年 3 月 19 日
決裁 令和 6 年 3 月 22 日
処理 令和 6 年 3 月 22 日

請求先
〒933-0846
高岡市扇町1-1-23
富山県議会議員 山本 徹
山本 徹 様

請求書

請求元
〒920-0919
石川県金沢市南町
2-1
TEL:076-260-3516
株式会社北國新聞社



0001885#



4401260073692673

251AA
000000



平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	60,000円
------	---------

件名：富山新聞政経文化懇話会会費

請求書発行日	2024年01月25日(木)
請求書番号	000000991
締日	2024年01月22日(月)
支払期限	2024年02月29日(木)

令和5年度 (1月~3月分) $60,000円 \times \frac{3}{12} = 15,000円$

令和6年度 (4月~12月分) $60,000円 \times \frac{9}{12} = 45,000円$

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額(税抜)	今回消費税額	今回請求金額(税込)
				54,545	5,455	60,000

10%対象(税抜)	54,545	消費税額	5,455	請求金額(税込)	60,000
-----------	--------	------	-------	----------	--------

支払方法	銀行振込
振込先	(0144)北陸銀行 (201)高岡支店 普通預金 4564810 トマシブ・ンケイブ・ンカソワカイ (0146)北國銀行 (401)高岡支店 普通預金 0110812 トマシブ・ンケイブ・ンカソワカイ (0534)富山第一銀行 (041)高岡支店 普通預金 0160599 トマシブ・ンケイブ・ンカソワカイ (1402)高岡信用金庫 (009)広小路 普通預金 0733577 トマシブ・ンケイブ・ンカソワカイ (2404)富山県信用組合 (031)高岡支店 普通預金 2018969 トマシブ・ンケイブ・ンカソワカイ
備考	

請求書のデジタル化に関するご案内

弊社では請求書のデジタル化を目的として、全てのご請求を「BtoBプラットフォーム請求書」にてご案内しております。下記のURLにアクセス後、「仮ID」と「仮パスワード」をご入力の上、画面の案内に従って、ご登録（無料）をお願いいたします。ご登録完了後すぐにご利用いただけます。請求書のデジタル化へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

※既にIDを登録済の方は、右記の仮ID・仮パスワードより設定することで、登録済IDで利用することができます。
※ご登録完了後は電子請求書のみ発行させていただきますので、ご注意ください。

URL	https://wi.infomart.co.jp/in
仮ID	
仮パスワード	

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	136	事業概要*	新聞購読料 4月分	書籍購入費
使途項目	07_資料購入費			
内容				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	じんぶん赤旗日曜版 4月分	930	✓	
	議会と自治体 4月分	980	✓	
	富山新聞 4月分	3,380	✓	
	北日本新聞 4月分	3,380	✓	
	日刊じんぶん赤旗 4月分	3,497	✓	
	教養としての「半導体」	2,200	書籍購入費	
	計》*	14,367	✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

山本 徹 様

しんぶん赤旗
領収書

2024 年 4 月分

1,910円(税込) ✓

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
『議会と自治体』	10%	1	980

(取扱先)
高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党
呉西地区委員会

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	891 円(税抜)	消費税	89 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗



議長

山本 徹 様

しんぶん赤旗
領収書

2024 年 4 月分

3,497円(税込) ✓

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山県委員会
TEL 076-432-8383

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗



收受 令和 6 年 5 月 28 日
決裁 令和 6 年 5 月 31 日
処理 令和 6 年 5 月 31 日

2024年05月02日分

3,380円

出金

シアンKS

2024年05月02日分

3,380円

出金

トマシアン

領収証

山本 徹 様

¥2,200-

(内消費税 ¥200-)
上記正に領収いたしました
但

書籍代として

2024年04月19日(金) 19:20
高岡市福田43

文苑堂書店
福田本店

0766-27-7800

登録番号 T8230001010752

管理NO 2085383 担当

金額を訂正したもの、
担当印のないものは無効です
保管する場合は印刷面が内側に
なる様に折りたたんでください

-----お買い上げ明細-----

教養としての「半導体」

9784534060976 1920054020009

理工書

外

¥2,000

小計 1数 ¥2,000

消費税 ¥200

合計 ¥2,200

(10%対象

¥2,000)

(10%税額

¥200)

半導体

教養としての

菊地正典

日本経済出版社
定価2200円(10%税込)
☒ 半導体などどこで何に
使われている?
☒ 半導体に欠けの損
壊原因の全体像と原因図
☒ どこまで進んだ?
半導体回路、LSI、新トレン
ド
LSI、インテル、サムスン、
NVIDIA、AMD、富士通、パナソニック

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	137	事業概要*	事務所賃借料	電気料	上下水道料	
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費	・05_会議費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費	・10_人件費
内容	山本とおる後援会との共同使用事務所費					令和 6 年 4 月分
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	家 賃 4 月分	38,500	77,000	×	0.5=	38,500 円
	電気料 3 月分	8,364	16,729	×	0.5=	8,364 円
	上下水道料 4 月分	1,452	2,904	×	0.5=	1,452 円
	《合 計》*	48,316				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

3 06-03-27

R6、4月分

*77,220円

↓家賃 77,000円
振込手数料 220円

領 収 証	富山県議会議員 山本 徹	様 No. 2
金額	73,850.00	
内 訳	但 共同事務所費の按分分として(事務所賃借料)	
現金	R6 年 4 月 30 日 上記正に領収いたしました	
小切手		
手形		
消費税額等(%)	山本とおる後援会	
消費税額等(%)	高岡市扇町1-1-23	
登録番号		

GR1622

收受
決裁
処理令和 6 年 5 月 28 日
令和 6 年 5 月 31 日
令和 6 年 5 月 31 日

高岡市扇町 1-1-23

北陸電力株式会社



06-05-09

R6.2.2 ~ 4.1 分

#2,904

サイト"ウリヨウナト"

高岡市上下水道局

お客様番号

山本とおる後援会

様

水栓所在地 扇町1丁目1-2.3

前回水道料金等口座振替のお知らせ

年 月 分	振 替 日	使用水量
*****	*****	26 m³
振替額		***** 円
振替額の内訳		
水道料金	*****	円
開栓手数料	*****	円
下水道使用料	*****	円
井戸下水使用料	*****	円
収納取扱店	*****	

上記振替額をお客様の口座からお支払いいただきありがとうございました。

今回 下水 使用水量のお知らせ

使用期間	06.02.02 - 06.04.01		
年月分	06.03-04	振替日	06.05.09
推定	用途	下水区分	口径 50
今回検針日		4月	1日
今回 指数			337
前回 指数			332
水道使用水量		0 m³	
水道料金		0 円	
開栓手数料		0 円	
下水使用水量		5 m³	
下水道使用料		2,904 円	
今回の概算額		2,904 円	
(消費税10%含む)		(うち税 264 円)	

*水道料金には、井戸下水使用料が含まれてもいません。
お引越のシーズンです。水道の開始・中止・
使用者変更のご連絡はお早めに。

高岡市水道事業

検針員

登録番号 T4-8000-2000-1975

この「お知らせ票」で集金することはありません。

高岡市水道料金センター ※裏面もごらんください。

事務所賃貸料覚書

富山県議会議員山本徹(以下、「甲」という)と、山本とおる後援会(以下、「乙」という)とは、事務所の賃貸料について、次の条項により覚書を締結する。

(目的物件)

第1条 甲と乙は、賃貸人大信不動産(株)(以下、「丙」という)からの借受物件は、これを共同して使用するものとする。

- (1) 所在地 富山県高岡市扇町1-1-29
- (2) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
- (3) 面積 146.11㎡(44.19坪)

(用途)

第2条 甲と乙は、前条の建物を、富山県議会議員山本徹事務所兼山本とおる後援会事務所として使用し、その他の用途には使用しないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 使用賃貸の期間は、令和4年2月1日から、令和8年12月末日までとする。以後においても、甲乙及び丙から申し出がなければ、自動更新するものとする。

(賃貸料)

第4条 賃貸料は、月額77,000円とする。

(賃貸料の条件)

第5条 甲は、前条に定める賃貸料の2分の1を負担し、乙は、その残額の全てを負担する。丙に対する支払いは、乙が一括してこれを行うものとする。

(賃貸料の支払)

第6条 甲は、乙に対し、前条に定める賃貸料38,500円を毎月末日までに支払うものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第7条 この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和4年2月1日

甲 富山県高岡市扇町1-1-19
自由民主党富山県議会議員
山本 徹

乙 富山県高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長

賃貸借契約書(事業用)

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)は、以下の条項により建物賃借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、記名押印の上、甲、乙、各自1通を保有する。

賃貸人(甲)	大信不動産株式会社
賃借人(乙)	山本とおる後援会

(1) 賃貸借の目的物

所在地	富山県高岡市扇町1-1-29
構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
延面積	146.11㎡ (44.19坪)
使用目的	事務所

(2) 契約期間・更新に関する事項

始 期	2022年 2月 1日から	5年間 以後自動更新
終 期	2026年 12月 末日まで	

(3) 賃料等・支払い条件

月 額 賃 料 等	家 賃	77,000 円 (税込)
	駐車場使用料	込 円
	共 益 費	込 円
	自 治 会 費 等	別途 円
そ の 他 授 受 さ れ る 金 銭	礼 金	0 円
	敷 金	0 円
支払い期限		翌月分を毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)まで
支払い方法 (支払いに要する手数料は乙負担)		☒ 口座引落し(甲指定の金融機関を利用) ☐ 振込 振込先: [REDACTED] 大信不動産株式会社

(4) 管理

管理会社	大信不動産株式会社(ミニミニFC高岡店) 電話:0766-20-7373
	所在地: 富山県高岡市赤祖父595

(5)特約事項

- 1 本物件の電気設備の修理・交換、その他建物内の付属機器類(消防設備含む)の修理、交換、メンテナンスに要する費用は乙の負担とします。
- 2 近隣住民より、騒音、悪臭等苦情がある場合は乙が責任をもって対応することとします。
- 3 乙は本物件を表記の使用目的以外に使用できないものとします。
- 4 営業等に必要な届け出等については、乙の責任と費用をもって行うこととします。
- 5 本物件に関する風営法、建築基準法、消防法等の法令(条例等を含む)規制については、乙の一身専属的な個人的要件、営業形態、間取りの取り方等によって異なる可能性がある為、乙の責任で調査を行い、費用負担が発生する場合は乙の負担とします。
- 6 乙の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損、備品の破損又は第三者に損害を与えた時は直ちにこれを賠償しなければなりません。
- 7 駐車場の車両の管理は乙の責任とし、甲は一切の責任を負わないものとします。
- 8 各種保険に関しては、乙の責任と費用をもって加入するものとします。

以下余白

賃貸人(甲)

〒933-0806 富山県高岡市赤祖父595

大信不動産株式会社

代表取締役

門島信也

TEL 0766-20-7373 FAX 0766-20-72

2022年2月/日

賃借人(乙)

※必ずご本人様にて
署名・捺印下さい

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

管理会社

〒933-0806

富山県高岡市赤祖父595

ミニミニFC高岡店

大信不動産株式会社

代表取締役 門島信也

第1条 (総則)

賃貸人(以下甲という)は頭書(1)に記載する賃貸借の目的物および駐車場(以下本物件という)を乙に賃借します。

第2条 (契約期間)

1. 本契約の期間は頭書(2)のとおりとします。
2. 甲および乙は頭書(2)の記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができます。

第3条 (使用目的)

乙は本物件を頭書(1)の目的で使用します。

第4条 (賃料等その他の負担)

1. 乙は頭書(3)の記載に従い、家賃、駐車場料、共益費、自治会費等およびその他の費用(以下あわせて「賃料等」という)を甲に支払わなければなりません。
2. 本物件の公租・公課もしくは物価変動等により、または、本物件の使用目的の変更・増改築・造作の付加変更等により賃料等が不相当となった場合は、甲乙協議のうえ賃料等を増減改定するものとします。
3. 本物件の公租・公課は甲の負担とし、電気・ガス・水道の使用料、自治会費等、衛生費、その他消耗費および乙の故意・過失による修理費は、乙の負担とします。
4. 1ヶ月に満たない期間の賃料等は1ヶ月を実日数にて日割計算した額とします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、その債務の履行を担保する為、頭書(3)の記載に従い、敷金を甲に預け入れるものとします。敷金には利息を付しません。
2. 甲は、契約期間満了または解約により本契約が終了し、乙から本物件の完全な返還を受けたときは、すみやかに敷金を乙に返還しなければなりません。ただし、乙が賃料等その他の本契約に基づき、甲に対し金銭債務を有しているときは、甲は敷金よりこれを差し引き、残額を返還するものとします。
3. 乙は敷金返還請求権の譲渡および質権の設定等はできないものとします。

第6条 (修繕・損害賠償等)

1. 甲は建物本体及び付帯設備の維持保全に必要な修繕を行う義務があります。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は乙の負担とします。
2. 乙は本物件が滅失・毀損した時は、直ちに甲に通知するものとし、その滅失・毀損が乙または、その家族・使用人等の故意、もしくは過失に起因する場合は、その損害を賠償しなければなりません。
2. 乙は解約を通知した後であっても、本物件を完全に明け渡し返還するまでは、敷金をもって賃料等その他の本契約に基づく債務の弁済に充当することはできません。
3. 甲は盗難その他、甲の責めによらない事由による損害については、一切その責任および費用の負担を負わないものとします。
4. 乙は本物件の明け渡しを遅延し、返還しないときは本物件を使用する与否にかかわらず、本契約が解除又は終了した日の翌日から完全に明け渡し返還した日までの間の当時の賃料等の1.5倍額相当の金員を損害賠償として甲に支払わなければなりません。
5. 本物件またはその敷地内および周辺地域に土壌汚染もしくは水質汚濁が判明した場合、その原因が、乙または、その家族・使用人等の故意、もしくは過失に起因する場合は、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければなりません。

第7条 (禁止事項)

1. 乙は使用目的を変更したり第三者に使用させ、または転貸したりすることはできません。
2. 乙は甲の書面による承諾がなければ、本物件の改造、模様替え、その他の現状変更ができません。乙は甲の承諾を得て行った現状変更であっても、本物件を明け渡し返還する際の原状回復費用は乙の負担とします。
3. 乙は15日以上本物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知しなければなりません。
4. 乙は、本物件またはその敷地内において危険物の持ち込み、騒音、悪臭の放散等、危険または衛生上有害な行為その他風紀を害し、あるいは近隣の迷惑になるような行為をしてはなりません。
5. 乙は本契約が終了し、本物件を返還する場合、立退料、移転料、権利金、その他これに類する一切の金銭的請求をしないことはもちろん、本物件に自己の費用をもって付加した造作、設備等の買取りを請求することはできません。
6. 乙は建築基準法や消防法、騒音規制法、土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、その他関係法に違反するような使用は一切できません。
7. 乙は書面による甲の承諾がなければ、無断で本物件及び敷地内に看板、ポスター等の広告物の掲示をすることはできません。

第8条 (契約の終了)

1. 乙の都合により本契約を解約する場合、あるいは契約期間満了により本契約を終了する場合は、解約日または終了日の3ヶ月前までに相手方に対し書面によりその旨を通知しなければなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の通知日から3ヶ月分の賃料等を甲に一括して支払うことにより解約の通知日から起算して3カ月の間、随時に本契約を解約することができます。
3. 甲は、乙が次の各号のいずれかにあたるときは、通知、催告なしに本契約を解約することができます。
 - 1) 賃料等の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - 2) 破産、刑事事件その他著しく信用を失墜したとき。
 - 3) 入居申し込みに虚偽の事実があると判明したとき。
 - 4) 反社会的団体(暴力団、過激な政治団体及び宗教団体等)の構成員、それに準ずる者と認められたとき。
 - 5) 甲の承諾なく本物件またはその敷地内において有害物質の使用または特定施設の設置を行ったとき。
 - 6) その他、本契約各条項のいずれかに違背したとき。
4. 甲は、乙が消防法に規定する防火管理者の選任が必要となった場合において、選任を行わず、また甲が乙に対し相当の期間を定めて選任義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に選任がされないときは、本契約を解約することができます。
5. 乙は、事由の如何を問わず本契約を終了する場合、次の各号に従うものとします。
 - 1) 本契約終了日までに遅滞なく自費をもって本物件を原状回復し、かつ、本物件内にある乙の付属設備や物品を撤去して、本物件を甲に完全に明け渡し返還しなければなりません。
 - 2) 有害物質を使用または特定施設を設置(いずれも事前に甲の承諾を得ている場合を含む)した場合は、乙は自己の費用負担にて土壌汚染の調査(土壌汚染対策法に定める「土壌汚染状況調査」およびこれに準ずる調査で甲が求める調査。以下同様)を行わなければなりません。
 - 3) 前号のほか、乙は有害物質使用等による土壌汚染の懸念から、甲が土壌汚染の調査が必要と判断した場合は、乙は甲が土壌汚染の調査を行うことを認めるものとします。また、土壌汚染の調査を行った結果、土壌汚染が判明した場合は、当該調査費用は乙の負担とします。
 - 4) 乙は、本項2号および3号の調査により土壌汚染が判明した場合は、自己の負担で土壌汚染の除去を行わなければなりません。
 - 5) 乙は、本項2号および3号に規定する土壌汚染の調査期間中および行政への調査結果報告期間中はその期間の賃料を甲に支払わなければなりません。また、土壌汚染の調査の結果、土壌汚染の除去が必要となった場合は、土壌汚染の除去が完了するまでの期間中はその期間の賃料を甲に支払わなくてはなりません。
 - 6) 乙は、本契約終了日までに、本項2号ないし4号に規定する土壌汚染の調査・土壌汚染の除去を完了しないときは、第6条2項の定めに従うもの

とします。

7) 本契約において「土壌汚染の除去」とは土壌汚染された土地を、人の健康の被害が生じる恐れがない状態にすることを指します。

6. 乙は、本物件を甲に明け渡し返還する場合は、予め書面をもってその旨を通知し、係員の立ち会いの下、本物件の現状を点検しなければなりません。

7. 乙が本条5項1号の義務を怠り、原状回復をなさずまたは物品を残置したときは、甲において原状回復をし、また、乙が残置した物品の所有権を放棄したとみなして任意にこれを処分できるものとし、乙は、これに対し異議を申し立てることができず、また、一切の金銭的請求をすることができません。なお、この場合、甲が原状回復、物品の処分等に要した費用はすべて乙の負担とします。

8. 契約期間内であっても本物件が朽廃し、もしくは天災、地変、火災等により滅失・毀損し、または都市計画等により本物件が収去および使用制限され、本契約を継続することが困難となったとき、または前条3項に違反したときは、本契約は当然に終了するものとします。

第9条（連帯保証人の責務）

1. 連帯保証人は、乙と連帯して本契約にもとづく一切の債務を履行する責めを負います。

2. 本契約が甲と乙の合意による更新（賃料の改定も含む）あるいは法定更新された場合にも、連帯保証人の保証責任は継続します。

3. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人として不適切と、甲が認めたときは、乙は直ちに甲の承認する他の連帯保証人をたてなければなりません。

第10条（物件への立ち入り）

甲は本物件の管理上必要な調査をしようとするときおよび緊急を要する事態が生じたときは、予め乙の承諾を得ることなく、本物件内への立ち入りおよび管理上必要な調査を行うことができます。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙に通知しなければなりません。

第11条（強制執行）

甲、乙および連帯保証人は、本契約に基づく金銭債務を履行しない時は、直ちに強制執行を受けても異議のないことを予め承諾します。

第12条（管轄裁判所）

甲、乙および連帯保証人は、本契約に関して紛争が生じたときは、本物件を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第13条（付則）

1. 乙は頭書（3）の記載に従い、礼金を甲に支払うものとします。

2. 本契約において賃料等、礼金、駐車料等に付加される消費税等については、その金額については、その金額を乙の負担とします。法令の改正等により消費税等が変更された場合には、乙の消費税等の負担額はこれに伴って当然に変更されるものとし、甲が消費税等の負担額の変更手続きを行うことを乙は予め承諾します。

第14条（規定外事項）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、関係法規ならびに習慣に従い、甲乙互いに誠意をもって協議し解決するものとします。

第15条（個人情報の取扱）

本契約締結時に乙が甲に提出した「入居申込書」記載の全事項および本契約に関する乙の全情報をゴミの回収など円滑な地域活動のために、甲は本物件の所在地の自治会長及び町内会（以下「自治会等」といいます。）に対して、乙及び入居者の名前、家族構成その他自治会等が求める情報を提供することを乙は予め承諾します。

第16条（反社会的勢力の排除）

貸主（甲）及び借主（乙）は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。確約に反する場合は通知、催告なしに本契約を解約することができます。

1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第17条（禁止又は制限される行為）

乙は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

2) 本物件又は本物件の周辺において著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を入り出させること。

第18条（特約）

特約事項については頭書（5）に記載するとおりとします。

以 上

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	138	事業概要*	コピー機 リース料	携帯電話料 インターネット・電話料
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容	山本とおる後援会との共同使用事務費 令和 6 年 4 月分			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考	
	備品リース料 4 月分	4,785	/	9,570 × 0.5 = 4,785 円 /
	携帯電話料 3 月分	5,776	/	11,553 × 0.5 = 5,776 円
	インターネット・電話料 3 月分	2,995	/	5,990 × 0.5 = 2,995 円
	《合 計》*	13,556	/	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

6 06-04-03

*9,570 シャープファイナンス

領 収 証		富山県議会議員 山本 徹 様		No. /
金額		74,785		
内 訳	但 共同事務費の按分として (R6 6 月 4 月分)			
現金	R6 年 4 月 30 日 上記正に領収いたしました			
小 切 手				
手 形				
消費税額等(%)				
消費税額等(%)				
山本とおる後援会		収入印紙		
高岡市扇町1-1-23				
登録番号				

GR1622

收受
決裁
処理令和 6 年 5 月 28 日
令和 6 年 5 月 31 日
令和 6 年 5 月 31 日

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 4月 3日

933-0846

富山県 高岡市 扇町 1丁目 1-19

山本とおる後援会 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
- 電話リレーサービス料は、2024年2月～3月ご利用分については発生しません。2024年4月ご利用分より1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	12,862円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

サービス別ご利用料金

a u 電話料金 (内訳)	9,742円
a u 機器代金その他商品代金	3,120円

※うち消費税等 1.0%対象 (対象税込額は9,742円でした。)

※a u 合計台数 1台

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆ a u a u携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆ p o v o WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 4月ご請求分（3月利用分）

山本とおる後援会 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-1-1 KDDビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED	12,862円
うち消費税等 TAX	885円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支 店 名 BRANCH	*****
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER	*****

山本とおる後援会 様

ご請求コード：0447603065 | 発行日：2024年 4月 3日 2 頁

●au 電話料金

●合計

9,742 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	9,742		お客様コード
< 3月ご利用内訳 >	9,742		ご利用月数は2024年 4月で
▼プラン利用料	7,380		です。
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
家族割プラス		-1,000	カウント対象回線数 5台
▼オプション使用料	210		
使い方サポート		590	
安心サポートバック割引額		-380	故障紛失サポートと使い方サポートを両方ご加入のため割引します
▼通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2	75		
通話料		23,020	
SMS (Cメール) 送信料		75	
通話定額2 割引額		-22,840	
家族間通話全額割引 (家族割)		-180	
▼故障紛失サポート (ACS) /税込	1,309		
Apple製品保証/税込		1,100U	(本体価格1,000円)
Apple製品 紛失補償/税込		209U	(本体価格190円)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等相当額 (10%)	766		10%消費税の課税対象額 7,667円
データ利用量 (データ容量消費なし)	26.56GB		

●au 機器代金/その他商品代金

●合計

3,120 円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	3,120		
▼購入機器代金/その他商品代金	3,120		
分割支払金		3,120*	24回 (延長時47回) 払い16回目。残額 90,720円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。

●総合計

12,862 円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

06-04-30 | 電話料 R6.3月分 *5,990 | 0038131112

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2024年 5月18日発行)

お客様ご請求番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

00-3813-1112

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

山本 とおる 後援会事務所 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2024年 4月ご請求分

2024年 4月30日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 5,990 円

金融機関名
BANK/POST OFFICE * * * * *

口座番号
ACCOUNT * * *

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※「口座番号」等の表示の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、お問い合わせ先へご連絡ください。

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3813-1112				
◇N T T 西日本ご利用分				
5,990	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	-1,790	光もつともつと割	2024年04月～2024年06月以 外の解約は解約金がかかります	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は0766-28-7811	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	200	複数チャネル使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日	合 算
	128	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 翌月への 繰越額は480円です。	合 算
	-128	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	32	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日～ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	544	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	5,990	5,990	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N T T 東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

シェアプリースお申込みの内容(控)

① 申込書控(お客様用)

申 1.新規 2.機種変更 3.増設

答(3) 人の申込め

★お客様がお申込みになる会社名

[illegible][illegible]

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	139	事業概要*	
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	山本とおる後援会事務所との共同使用人の給料として 令和6年 4 月分		
上記 事業に 要し た経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考
	令和6年 4 月分	55,575	111,150円 × 0.5
	《合 計》*	55,575	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

山本とおる後援会 様

¥ 109,810 -

但 令和6年4月分給与として 源泉徴収税額 1,340円

令和6年 5 月 7 日

上記金額を受け取りました。

富山県議会議員 山本 徹 様 No. 8

領 収 証

金 額 95,557.5 -

内 記
現 金
小 切 手
手 形

但 共同使用人の給料按分 (R6.4月分)
R6年5月7日 上記正に領収いたしました

山本とおる後援会
高岡市扇町1-1-23

消費税額等(%)
消費税額等(%)

登録番号

収入印紙

GR1622

收受 令和 6 年 5 月 28 日
決裁 令和 6 年 5 月 27 日
処理 令和 6 年 5 月 31 日

勤 務 実 績 表

令和 6年 4月

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	17	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
2	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	18	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
3	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	19	金	9 : 30 ~ 12 : 30	3
4	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	20	土	: ~ :	休み
5	金	12 : 30 ~ 15 : 30	3	21	日	: ~ :	休み
6	土	: ~ :	休み	22	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
7	日	: ~ :	休み	23	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
8	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	24	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
9	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	25	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
10	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	26	金	12 : 30 ~ 15 : 30	3
11	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	27	土	: ~ :	休み
12	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6	28	日	: ~ :	休み
13	土	: ~ :	休み	29	月	: ~ :	休み
14	日	: ~ :	休み	30	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
15	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6				
16	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6				
		小 計	69			小 計	48
						合 計	117

(時給) × (時間)
950 117

合計

=

111,150

負担割合

山本とおる後援会

(5割)

55,575

自由民主党富山県議会議員 山本 徹

(5割)

55,575

雇 用 契 約 書 変 更 契 約 書

令和4年4月1日付で雇用者：山本とおる後援会と被雇用者：[REDACTED]との間で締結し
令和4年10月1日に賃金等の変更をした雇用契約書（以下「原契約書」）の一部を次の
ように変更する契約を締結する。

○賃金等の変更

原契約書 7 「月額 92,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。
ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算するものとする。」
を「月額 95,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。ただし、勤務
時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給950円で計算するものとする。」に改める。

令和5年10月1日

甲 雇 用 者 富山県高岡市扇町1-1-23

山本とおる後援会

会長 [REDACTED]

乙 被雇用者 [REDACTED]

雇 用 契 約 書 変 更 契 約 書

令和4年4月1日付で雇用者：山本とおる後援会と被雇用者：[REDACTED]との間で締結した雇用契約書（以下「原契約書」）の一部を次のように変更する契約を締結する。

○賃金等の変更

原契約書 7 「月額 90,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算するものとする。」を「月額 92,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算するものとする。」に改める。

令和4年10月1日

甲 雇 用 者 富山県高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長 [REDACTED]

乙 被雇用者 [REDACTED]
[REDACTED]

雇 用 契 約 書

1 雇 用 期 間

令和4年4月1日 から 令和6年3月31日までとする。

2 労 働 時 間

午前9時30分から 午後3時30分までとする。

3 休 憩 時 間

無し。

4 休 日

土、日曜日及び祝祭日、年末年始、夏期休暇。

5 勤 務 場 所

山本とおる後援会事務所（富山県高岡市扇町1-1-23）

6 業 務 内 容

- (1) 政務活動調査に関すること。
- (2) 後援会の事務に関すること。
- (3) その他に関すること。

7 賃 金 等

月額 90,000 円（税込み）、通勤手当は実費を支給するものとする。

ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算するものとする。

8 守 秘 義 務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 そ の 他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

令和4年4月1日

甲 雇 用 者 富山県高岡市扇町1-1-23

山本とおる後援会

会長

乙 被雇用者

使用人賃金等分担契約書変更契約書

令和4年4月1日付で富山県議会議員山本 徹（以下、「甲」という。）と、山本とおる後援会（以下、「乙」という。）と締結し、令和4年10月1日に賃金等の額の変更をした使用人賃金等分担契約書（以下「原契約書」）の一部を次のように変更する契約を締結する。

○ 賃金等の額の変更

原契約書 第2条 「賃金は、月額92,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算された金額とする。」を「賃金は、月額95,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給950円で計算された金額とする。」に改める。

令和5年10月1日

甲 高岡市扇町1-1-19
自由民主党富山県議会議員
山 本 徹

乙 高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長

使用人賃金等分担契約書変更契約書

令和4年4月1日付で富山県議会議員山本 徹（以下、「甲」という。）と、山本とおる後援会（以下、「乙」という。）と締結した使用人賃金等分担契約書（以下「原契約書」）の一部を次のように変更する契約を締結する。

○ 賃金等の額の変更

原契約書 第2条 「賃金は、月額90,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給900円で計算された金額とする。」を「賃金は、月額92,000円とする。ただし、勤務時間が100時間未満、100時間以上の時は、時給920円で計算された金額とする。」に改める。

令和4年10月1日

甲 高岡市扇町1-1-19
自由民主党富山県議会議員
山 本 徹

乙 高岡市扇町1-1-23
山本とおる後援会
会長

山本とおる後援会及び山本徹事務所経費按分について

下記の事務所経費を後援会活動経費と政務活動調査にかかる経費とを最大2分の1に按分し、山本とおる後援会へ支払うものとする。

- ・給与・事務所賃貸料
- ・電話料・インターネット接続料・コピー経費
- ・ホームページシステム利用料・文具等
- ・電気料・下水道使用料

令和4年 4月 1日

〒933-0846

富山県高岡市扇町1-1-23

山本とおる後援会

会長

〒933-0846

富山県高岡市扇町1-1-19

富山県議会議員

山 本 徹

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	259	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費																																
活動期間	令和 6年 5月 7日 から 令和 6年 5月 8日 まで	活動の概要	国会事務所訪問など																																	
場所	全国都道府県議長会 東京都 衆議院議員会館	(内容) (別紙参照)	(備考) (別紙参照)																																	
経費の内容		金額 (千円・円)	経費の内容	金額 (千円・円)																																
鉄道・バス (北陸新幹線) 18,900円 + 1,020円		38,910	宿泊料	7,900																																
タクシー			食事代 5/7 9,200円 5/8 3,100円	3,000																																
航空機			会費																																	
自家用車 @37円 × km =		0																																		
リース車 @18円 × km =		0																																		
有料道																																				
駐車場			合 計	49,810																																
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																																				
<table><tr><td colspan="2">領収書 兼 利用明細書</td></tr><tr><td colspan="2">山本徹 様</td></tr><tr><td>領収金額</td><td>¥7,900</td></tr><tr><td>宿泊代</td><td>¥7,900</td></tr><tr><td>小計</td><td>¥7,900</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>¥7,900 内消費税 ¥718</td></tr><tr><td>合計</td><td>¥7,900</td></tr><tr><td>クレジットカード</td><td>¥7,900</td></tr><tr><td>部屋番号</td><td>: 1312</td></tr><tr><td>宿泊期間</td><td>: 2024/05/07 - 2024/05/08</td></tr><tr><td colspan="2">アパホテル (赤坂見附)</td></tr><tr><td colspan="2">TEL 03-3582-5111</td></tr><tr><td colspan="2">アパホテル株式会社</td></tr><tr><td colspan="2">登録番号:T4010401043403</td></tr><tr><td colspan="2">取引番号:125002C050744567 2024/05/07 17:41</td></tr><tr><td colspan="2">・本領収書は再発行できません。</td></tr></table>					領収書 兼 利用明細書		山本徹 様		領収金額	¥7,900	宿泊代	¥7,900	小計	¥7,900	10%対象	¥7,900 内消費税 ¥718	合計	¥7,900	クレジットカード	¥7,900	部屋番号	: 1312	宿泊期間	: 2024/05/07 - 2024/05/08	アパホテル (赤坂見附)		TEL 03-3582-5111		アパホテル株式会社		登録番号:T4010401043403		取引番号:125002C050744567 2024/05/07 17:41		・本領収書は再発行できません。	
領収書 兼 利用明細書																																				
山本徹 様																																				
領収金額	¥7,900																																			
宿泊代	¥7,900																																			
小計	¥7,900																																			
10%対象	¥7,900 内消費税 ¥718																																			
合計	¥7,900																																			
クレジットカード	¥7,900																																			
部屋番号	: 1312																																			
宿泊期間	: 2024/05/07 - 2024/05/08																																			
アパホテル (赤坂見附)																																				
TEL 03-3582-5111																																				
アパホテル株式会社																																				
登録番号:T4010401043403																																				
取引番号:125002C050744567 2024/05/07 17:41																																				
・本領収書は再発行できません。																																				

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和 6年 6月 25日

決裁 令和 6年 6月 27日

処理 令和 6年 6月 27日

e5489領収書

BXM4499D2405010847331

表示日：2024年5月7日

宛名	山本 徹 様
利用金額計	¥19,890- (消費税等込み) 税10%
お支払方法	クレジットカード扱い (カード番号 下4桁 XXXX)
但し	JR乗車券類
予約番号	48724
購入日	2024年5月1日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2024年5月7日	おとな1人	乗車券	新高岡 - 東京 (片道乗車券)
		特急券	列車：新幹線はくたか564号 区間：新高岡 - 東京

 西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

e5489領収書

BXM4727D2405010855301

表示日：2024年5月7日

宛名	山本 徹 様
利用金額計	¥19,020- (消費税等込み) 税10%
お支払方法	クレジットカード扱い (カード番号 下4桁)
但し	JR乗車券類
予約番号	48669
購入日	2024年5月1日
備考	

登録番号：T1120001059675

きっぷの明細

乗車日	ご利用人数	ご利用区間	
2024年5月8日	おとな1人	乗車券	東京 - 富山 (片道乗車券)
		特急券	列車：新幹線かがやき509号 区間：東京 - 富山

JR西日本旅客鉄道株式会社

本件は電子的に保持しているデータを画面表示したものです。

県外・海外政務活動報告書

会派名

自民党議員会

議員名

山本 徹

整理番号	259
活動名称	意見交換
目的	上京し、総務省官僚、国会議員秘書を訪ね、県政諸課題について意見交換する
日程	令和 6年 5月 7日（火）～ 令和 6年 5月 8日（水）
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	7日 全国都道府県議長会会長室 8日 衆議院議員会館内 橘慶一郎事務所
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	7日 総務省 自治税務局 自動車税制企画室長 滝 陽介 氏 8日 橘慶一郎事務所 秘書 吉田 貢 氏
行程・活動内容 5月7日 はくたか564号にて上京 16時30分 全国都道府県議長会会長室にて、総務省 自治税務局 自動車税制企画室長 滝 陽介 氏と面談。 ① 人口減少に歯止めがかからない。富山県も100人を割り込む。 ② 全国的にそうだが、東北地方が著しい。 ③ 東京一極集中を抑え、地方創生を進めて行くべきだ。 ④ デジタル田園都市国家構想の予算を拡充している。前年度比で200億以上増加した。地方への人の流れの強化、魅力的な地域づくりなどの分野を強化している。 ⑤ 東京都が高校授業料実質無償化を打ち出した。国の責任と財政で行うべきところではないか。 ⑥ 財政力によって教育に地方間格差が生じるのは、よくない。 その他、主権者教育の推進についてなど意見交換した。 8日 9時 衆議院議員会館の橘慶一郎事務所を訪問、吉田 貢 秘書と面談した。 ① 総務省と文科省が作る、主権者教育のための高校生向け副読本に改正された地方自治法について記述がなされた。 ② 自民党内の議論を進めるため、地方議会の在り方に関するPTの会合を近々開催したい。 ③ 地方議員のなり手不足や女性議員、若手議員が出やすい環境づくりなど、全国議長会として、各方面に働き掛けを強めていく。 ④ 地方議員の厚生年金加入の問題については、地域間に温度差がある。慎重な意見も多いが、市議会議長会はかなり真剣に進めている。 ⑤ 人口減少や東京一極集中に歯止めをかけなければ、こうした地方議会の活性化も先行きが見通せないことになる。 ⑥ 東京都が高校授業料実質無償化を打ち出した。地方間格差が拡大し、ますます東京一局集中が進んでいくのではないかと、とても心配している。 その他、震災対策などについて意見交換した。 かがやき509号にて 帰県。	

30-925133

受 付 票 (控)			
令和 6 年 5 月 8 日		(午 前 9 時 0 分 後 10 時 0 分)	
議員名	橋 慶一郎 殿		6 階 622 号室
来館者	ふりがな	やまもと とおる	
	氏 名	山 本 徹 外 名	
	住 所 又は 勤務先 団体名	富山県議会議員 電話番号 0766 (286.5.8)	
	用 件	陳 揆 連 公 社 私 情 撈 絡 用 用 用	職 業 約 束
注 意	(1) 用件欄及び約束欄の該当箇所を○でかこんで下さい。 (2) 申請外の議員事務室及び会議室には通行できません。 (3) 本票及び通行証（同行者の通行証も含む）は、退館時にカード回収箱に返却して下さい。		

衆議院議員会館

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	260	事業概要	北日本新聞 高岡政経懇話会会費		
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	高岡政経懇話会会費	32,000	令和6年 5~8月分 4ヶ月分		
	《合 計》	32,000			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0010212	06-05-24	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数	硬貨枚数		
万円	千円	500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:08		¥32,000	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

000004

北陸銀行
高岡支店
普通 0939230
タカオカセイケイコンソウカイ 様

ヤマモト トオル 様

電話番号

裏面もあわせてご覧ください。

北(2015)042 1/ 2023.6 108×500 CR

收受 令和 6年 6月 25日
 決裁 令和 6年 6月 27日
 処理 令和 6年 6月 27日

請 求 書

富山県議会 議員
山本 徹 様

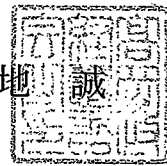
¥ 32,000-

但し 高岡政経懇話会会費
令和6年5月～8月(4ヶ月)

上記の通り請求いたします

令和6年5月1日

高岡政経懇話会 会長 蒲地 誠



高岡市あわら町13-50
北日本新聞社西部本社内
電話 0766 (22) 2226

取り扱い金融機関

名 義	高岡政経懇話会	
口座番号	北陸銀行高岡支店	(普通) 0939230
	富山銀行本店	(普通) 0202737
	富山第一銀行高岡支店	(普通) 088745
	高岡信用金庫本店	(普通) 0719793
	北國銀行高岡支店	(普通) 100405
	新湊信用金庫本店	(普通) 0298264

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	261	事業概要*	新聞購読料 5月分	
使途項目	07_資料購入費			
内容				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	しんぶん赤旗日曜版 5月分	930	{ 5/31	
	議会と自治体 5月分	794	{ 5/31	
	北日本新聞 5月分	3,380	{ 6/3	
	富山新聞 5月分	3,380	{ 6/3	
	日刊しんぶん赤旗 5月分	3,497	{ 5/31	
	《合 計》*	11,981		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し

山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 5 月分

1,724 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
呉西地区委員会

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	722 円(税抜)	消費税	72 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗



2024年06月03日分	3,380円	出金	ｼﾝﾌﾞﾝ赤旗
2024年06月03日分	3,380円	出金	ｼﾝﾌﾞﾝ赤旗

議長
山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 5 月分

3,497 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山県委員会
TEL 076-432-8383

8%対象	3,238 円(税抜)	消費税	259 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗



收受 令和 6 年 6 月 25 日
決裁 令和 6 年 6 月 27 日
処理 令和 6 年 6 月 27 日

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	262	事業概要*	事務所賃借料	電気料	上下水道料						
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費	・05_会議費	06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費	・10_人件費
内容	山本とおる後援会との共同使用事務所費 令和6年5月分4月分										
上記事業に要した経費	経費の内容*		金額(円)*		備考						
	家賃5月分		38,500		77,000 × 0.5 = 38,500円						
	電気料4月分		6,601		13,202 × 0.5 = 6,601円						
《合計》*		45,101									

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

23 06-04-30

A6.5月分

*77,220円

家賃 77,000円

手数料 220円

富山県議会議員

領収証

山本 徹

様

No. 9

金額 93,850円

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 共同事務所賃の按分 (A6.5月分 事務所賃賃料)

A6年5月31日 上記正に領収いたしました

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

登録番号

収入印紙

GR1622

收受

令和6年6月25日

決裁

令和6年6月27日

処理

令和6年6月27日

領収書貼付台紙 (重ならないように貼付すること。)

令和6年 6月24日 報告の事務所費分の領収証を添付します。

8	06-05-15	電気料 R6.4月分	*7,604	/
9	06-05-15	電気料 R6.4月分	*5,598	/

領 収 証		富山県議会議員 山本 徹		様 No. 10	
金額		76601-			
内 訳		但 共同事務所費の按分分 (R6.4月分)			
現 金		R6年5月31日 上記正に領収いたしました (電気代)			
小 切 手					
手 形					
消費税額等(%)		山本とおる後援会			
消費税額等(%)		高岡市扇町1-1-23			
		登録番号			
		収入印紙			

GR1622

小売電気事業者登録番号 (A0271)



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	263	事業概要*	コピー機 リース料	携帯電話料	インターネット・電話料						
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容	山本とおる後援会との共同使用事務費 令和 6 年 5 月分 4 月分										
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考								
	備品リース料 5 月分	4,785	9,570 × 0.5 =	4,785 円							
	携帯電話料 4 月分	6,008	12,017 × 0.5 =	6,008 円							
	インターネット・電話料 4 月分	3,128	6,256 × 0.5 =	3,128 円							
	《合 計》*	13,921									

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

24 06-05-07 *9,570 シア-フ°ファイナンス

富山県議会議員 山本 徹 様 No. 8

領 収 証

金額 4,785 (R6.5月分)

内 訳 但 共同事務費の按分として (コピー機リース代)

現金 〃

小 切 手 〃

手 形 〃

消費税額等(%)

消費税額等(%)

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

収入印紙

登録番号

GR1822

收受 令和 6 年 6 月 25 日
決裁 令和 6 年 6 月 27 日
処理 令和 6 年 6 月 27 日

領収書貼付台紙 (重ならないように貼付すること。)

令和6年 6月 24日 報告の事務費分の領収証を添付します。

11 06-05-27 < R6、4月分 < *13,326 KDDIリョウキ

領 収 証		富山県議会議員 山本 徹		様 No. 11	
金額		¥6008-			
内 訳		但 共同事務費の按分分 (R6、4月分)			
現 金		R6 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました			
小 切 手		/			
手 形		/			
消費税額等(%)		山本とおる後援会			
消費税額等(%)		高岡市扇町1-1-23			
		登録番号		収入印紙	
				GR1622	

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様ご請求番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

00-3813-1112

(2024年 6月 17日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

山本 とおる 後援会事務所 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2024 年 5 月ご請求分	
2024 年 5 月 31 日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,256 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



領 収 証		富山県議会議員 山本 徹		様 No. 12	
金額		¥8128-			
内 訳		但 共同事務費の按分分 (R6、4月分)			
現 金		R6 年 5 月 31 日 上記正に領収いたしました			
小 切 手		/			
手 形		/			
消費税額等(%)		山本とおる後援会			
消費税額等(%)		高岡市扇町1-1-23			
		登録番号		収入印紙	

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 5月 3日

933-0846

富山県 高岡市 扇町 1丁目 1-19

山本とおる後援会 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
- 電話リレーサービス料は、2024年4月ご利用分より1番号あたり月額1円となります。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 5月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 4月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 5月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	13,326円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	10,206円
au 機器代金/その他商品代金	3,120円

※うち消費税等 1.0%対象 (対象税込額は10,206円でした。)

※au 合計台数 1台

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 5月ご請求分（4月利用分）

山本とおる後援会 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 5月 27日ご指定の口座から振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065
領収金額 AMOUNT RECEIVED	13,326円
うち消費税等 TAX	927円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

山本とおる後援会 様

●au 電話料金			●合計	10,206 円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
< 4 月ご利用内訳 >	10,206		お客様コード	
▼プラン利用料	7,380		ご利用月数は2024年 5月で	
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2 (1800円) の合算額です	
使い放題MAX 5G/データ		5,500		
家族割プラス		-1,000	カウント対象回線数 5台	
▼オプション使用料	210			
使い方サポート		590		
安心サポートパック割引額		-380	故障紛失サポートと使い方サポートを両方ご加入のため割引します	
▼通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2	66			
通話料		20,120		
SMS (Cメール) 送信料		66		
通話定額2 割引額		-19,960		
家族間通話全額割引 (家族割)		-160		
▼各種ダイヤルサービス通話料	430		0570ナビダイヤルなどの通話料です。	
▼故障紛失サポート (ACS) /税込	1,309			
Apple 製品保証/税込		1,100U	(本体価格1,000円)	
Apple 製品 紛失補償/税込		209U	(本体価格190円)	
▼ユニバーサルサービス料	2			
▼電話リレーサービス料	1			
▼消費税等相当額 (10%)	808		10%消費税の課税対象額 8,089円	
データ利用量 (データ容量消費なし)	23.21GB			

$10,206\text{円} - 1,309\text{円} = 8,897\text{円}$
 $8,897\text{円} + 808\text{円} = 9,705\text{円}$

●au 機器代金/その他商品代金			●合計	3,120 円 (A)
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
▼購入機器代金/その他商品代金	3,120			
分割支払金	3,120			
		3,120*	24回 (延長時47回) 払い17回目。残額 87,600円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。	

●総合計 13,326 円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

$(A) + (B) = 12,017\text{円}$

ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目・金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3813-1112			
◇N T T 西日本ご利用分			
6,256	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	合 算
	-1,790	光もつともつと割	合 算
	1,020	ひかり電話 A (エース) 定額料 1	合 算
	480	ひかり電話 A (エース) 定額料 2	合 算
	200	複数チャネル使用料	合 算
	100	追加番号使用料	合 算
	104	ひかり電話 (通話料)	合 算
	-104	ひかり電話 A (エース) 定額料分通話	合 算
	272	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	合 算
	568	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	6,256	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円 (税込) が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N T T 東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本

徹

整理番号	264	事業概要*	共同使用人給料
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	山本とおる後援会との共同使用人の給料 令和 6 年 5 月分		
上記 事業に要 した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考
	給料 5 月分	57,000	114,000 × 0.5 = 57,000 円
	《合 計》*	57,000	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

山本とおる後援会 様

¥ 112,560 -

但 令和 6 年 5 月分給与として 源泉徴収税額 1,440 円
令和 6 年 6 月 7 日

上記金額を受け取りました。

領 収 証

山本とおる後援会 様 No. 13

★

75,7000-

但

共同使用人給料 5 月分として (R6 5月分)
R6 年 6 月 7 日 上記正に領収いたしました

内訳

金額(税別税込)	
消費税率等	%
金額(税別税込)	
消費税率等	%

収 入
印 紙

コクホ シグ 1097

山本とおる後援会

高松市扇町 1-1-23

收受
決裁
処理令和 6 年 6 月 25 日
令和 6 年 6 月 27 日
令和 6 年 6 月 27 日

勤 務 実 績 表

令和 6 年 5 月

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	17	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6
2	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	18	土	: ~ :	休み
3	金	: ~ :	休み	19	日	: ~ :	休み
4	土	: ~ :	休み	20	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
5	日	: ~ :	休み	21	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
6	月	: ~ :	休み	22	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
7	火	12 : 30 ~ 15 : 30	3	23	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
8	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	24	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6
9	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	25	土	: ~ :	休み
10	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6	26	日	: ~ :	休み
11	土	: ~ :	休み	27	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
12	日	: ~ :	休み	28	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
13	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	29	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
14	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	30	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
15	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	31	金	12 : 30 ~ 15 : 30	3
16	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6				
		小 計	57			小 計	63
						合 計	120

(時給) × (時間)
950 120

合計

=
負担割合

114,000

山本とおる後援会

(5割)

57,000

自由民主党富山県議会議員 山本 徹

(5割)

57,000

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	4411	事業概要*	新聞購読料6月分、公明新聞4月～6月分、書籍購入費	
使途項目	07_資料購入費			
内容				
上記 事業に要した経費	経費の内容*	金額（円）*	備 考	
	じんぶん赤旗日曜版 6月分	930	✓ /	1/6
	議会と自治体 6月分	794	✓ /	1/27
	富山新聞 6月分	3,380	✓ /	1/7
	北日本新聞 6月分	3,380	✓ /	1/2
	日刊しんぶん赤旗 6月分	3,497	✓ /	1/28
	公明新聞 4月～6月分	5,661	✓ /	1,887円×3ヶ月分 1/30
	富山県手をつなぐ育成会機関誌（年間）	3,900	✓ /	1/24
	書籍購入費	1,650	✓ /	新半導体戦争 1/18
	計》*	23,192	✓ /	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書)

山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024年6月分

1,724円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版 8% 1 930

『議会と自治体』 10% 1 794

(取扱先)

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党
呉西地区委員会

8%対象 861円(税抜) 消費税 69円

10%対象 722円(税抜) 消費税 72円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

6/27

扱者

2024年07月02日分

3,380円

富山

出金

Hマツカワ

2024年07月02日分

3,380円

北日本

出金

シブアキス

議長

山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024年6月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名 税率 部数 金額(税込)

日刊「しんぶん赤旗」 8% 1 3,497

(取扱先)

930-0982 TEL 076-442-1565

富山市荒川2丁目24-12

赤旗富山出張所

8%対象 3,238円(税抜) 消費税 259円

10%対象 0円(税抜) 消費税 0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

6/28

收受 令和6年7月30日

決裁 令和6年7月31日

処理 令和6年7月31日

山本 徹(県議会 議長) 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 4 月分(4/01~4/30) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 細川 博徳
登録番号:T2810830958660
住 所 富山市五艘292-46
TEL 076-471-5688 FAX 076-471-5759

お申込No. [REDACTED]

新聞購読料 領収証
山本 徹(県議会 議長) 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 6 月分(6/01~6/30) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 細川 博徳
登録番号:T2810830958660
住 所 富山市五艘292-46
TEL 076-471-5688 FAX 076-471-5759

お申込No. [REDACTED]

新聞購読料 領収証
山本 徹(県議会 議長) 様

ご購読ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2024 年 5 月分(5/01~5/31) 領収日 月 日

領収金額 ￥1,887

品 名	定価(税込)	部 数	金 額

その他購読料等 領収証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
公明新聞※	1,887	1	1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 1,887円 消費税 139円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店 細川 博徳
登録番号:T2810830958660
住 所 富山市五艘292-46
TEL 076-471-5688 FAX 076-471-5759

お申込No. [REDACTED]



令和6年6月吉日

各位

富山県手をつなぐ育成会 事務局

26.6.24
3,900円

機関誌「手をつなぐ」購読料納入のご案内

初夏の候、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。
日頃は当会にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
また、今年度も全国手をつなぐ育成会連合会が発行する機関誌
ご購読を頂き、ありがとうございます。
さて、早速ですが、令和6年度 年間購読料納入のご案内を
大変お手数ですが、期日までにお振込の程よろしくお願ひ

◆期 日：6月30日（日）まで

◆代 金：3,900 円

◆納入方法：同封の振込用紙にて郵便局の窓口・ATM

なお、行き違いによりご入金いただいている場合は、事務局
ご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】TEL：076-441-7161 FAX：076-441-7255

※ この機関誌の購読者のすべての方は、「全国手をつなぐ育成会連合会」の会
員とみなされ、年間購読料は全国手をつなぐ育成会連合会会員費となり、
全国の会員が手をつなぎ、障害があっても暮らしやすい社会を目指す活動
の源となっております。

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
06-06-24	32185	A93180009
取 扱 店	トヤマケンショウナイ	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*3,900	料 金 *0
振替受付票 払込みの証拠と なるものですか ら大切に保存し て下さい。 料金には、消費 税等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)		
入金額	*4,000	
おつり	*100	
ゆうちょ通帳アプリで税公金支払い (QRコード) キャンペーン実施中		

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

以上

領 収 証				C 019822										
山本徹 様				2024年 6月 18日										
金 額		百 千 円 ¥ 1 6 5 0												
但		書籍代												
上記金額正に領収致しました。														
内 訳		株式会社 文苑堂書店 本社 富山県高岡市藤島20号 TEL (0766) 23-3603 FAX (0766) 23-3603 登録番号: T8230001010752												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>税 率</th> <th>金額(税抜・税込)</th> <th>消費税額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td>¥150</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税 率	金額(税抜・税込)	消費税額等	10%		¥150	%			0829 富山県高岡市藤島 文苑堂 店 福田本 TEL 0766-27-7806 FAX 0766-27-7906			
税 率	金額(税抜・税込)	消費税額等												
10%		¥150												
%														

NEW SEMICONDUCTOR WAR

平井 宏治
経済安全保障アドバイザー

経済安全保障に直結する
“目の丸”半導体の復活を!

- 中国は米国と「競争」ではなく「闘争」していることを知るべきだ
- ソフトバンクグループは一刻も早く脱中国へ
- 見過ごしてはいけない日本の「パワー半導体」の強さ
- TSMC熊本工場開所をきっかけに日本半導体産業の推進なるか

世界覇権の野心をむき出しにした中国。日本の半導体技術をさまざまな手段を駆使して窃取しようとしている

新半導体戦争

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本

徹

整理番号	412	事業概要*	事務所賃借料	電気料	上下水道料
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
			09_事務費	10_人件費	
内容	山本とおる後援会との共同使用事務所費 令和 6 年 6 月分 5 月分				
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	家賃 6 月分	38,500 /	77,000 / × 0.5 = 38,500 円 /		
	電気料 5 月分	6,148 /	12,297 / × 0.5 = 6,148 円 /		
	上下水道料 5 月分	1,452 /	2,904 / × 0.5 = 1,452 円 /		
	《合 計》*	46,100 /			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を撤し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

12 06-05-27

R6.6月分 *77,220 円

領 収 証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 15

★

¥ 38,500 -

但 共同事務所費の振込金 (R6.6月分事務所賃借料)

R6.年 6 月 28 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

百クヨ一ウケ一097

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

收受

令和 6 年 7 月 20 日

決裁

令和 6 年 7 月 31 日

処理

令和 6 年 7 月 31 日

令和6年 7月25日 報告の事務所費分の領収証を添付します。

3	06-06-12	電気料	R6.5月分	*6,697	/
7	06-06-12	電気料	R6.5月分	*5,600	/

領収証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 16

★

76148-

但共同事務所費の振込分 (R6.5月分 電気代)

R6年 6月28日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

525 244 (097)

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

10 06-07-09

R6.4.2~6.3 / *2,904 / スイト"ウリヨウナト" /

領収証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 22

★

71452-

但共同事務所費の振込分 (R6.4.2~6.3月分水道代)

R6年 7月9日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

525 244 (097)

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23



※適格請求書ではありません

高岡市扇町 1-1-23

支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがあります。

小売電気事業者登録番号 (A0271)



高岡市上下水道局

お客様番号

山本とおる後援会

様

水栓所在地 扇町1丁目1-23

今回水道料金等口座振替のお知らせ

年 月 分	振 替 日	使用水量
*****	*****	5 m³
振替額		***** 円
振替額の内訳		
水道料金	*****	円
開栓手数料	*****	円
下水道使用料	*****	円
井戸下水使用料	*****	円
収納取扱店	*****	

上記振替額をお客様の口座からお支払いいただきありがとうございました。

今回 下水 使用水量のお知らせ

使用期間	06.04.02 - 06.06.03 /		
年月分	06.05-06	振替日	06.07.09 /
推定	用途	下水区分	口径 50
今回検針日		6月	3日
今回 指数			346
前回 指数			337
水道使用水量		0 m³	
水道料金		0 円	
開栓手数料		0 円	
下水使用水量		9 m³	
下水道使用料		2,904 円	
今回の概算額		2,904 円	
(消費税10%含む) (うち税		264 円)	

*水道料金は下水道使用料に含まれており、水道料金のお支払いは安全便利な口座振替で！

高岡市水道事業

検針員

登録番号 T4-8000-2000-1975

この「お知らせ票」で集金することはありません。

高岡市水道料金センター ※裏面もごらんください。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	413	事業概要*	コピー機 リース料	携帯電話料	インターネット・電話料
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	山本とおる後援会との共同使用事務費 令和 6 年 6 月分 5 月分				
上記 事業 に 要 し た 経 費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考		
	備品リース料 6 月分	4,785	9,570	× 0.5 = 4,785 円	
	携帯電話料 5 月分	7,485	14,971	× 0.5 = 7,485 円	
	インターネット・電話料 5 月分	3,102	6,204	× 0.5 = 3,102 円	
	コピー用紙購入料	1,230	2,460	× 0.5 = 1,230 円	
	コピーカウント料 R6.3.7~6.25	12,121	24,242	× 0.5 = 12,121 円	
	《合 計》*	28,723			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

1706-06-03

*9,570

シャ-フ°ファイナンス

領 収 証

富山県議会議員 山本 徹 様 No. 14

★ 7 4785 -

但 共同事務費の特定分として (R6.6月分)

R6 年 6 月 28 日 上記正に領収いたしました (印 係リナ)

内訳	税率	金額(税込税込)
	%	消費税額等
収 入	%	金額(税込税込)
前 紙	%	消費税額等

山本とおる後援会

高岡市扇町 1-1-23

コシエーワゲ1097

收受

令和 6 年 7 月 20 日

決裁

令和 6 年 7 月 31 日

処理

令和 6 年 7 月 31 日

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

令和6年 7月25日 報告の事務費分の領収証を添付します。

606-06-25

R6.5月分

*16,280

KDDIリョウキ

領収証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 18

★

¥ 7,485-

但 共同事務費の5月分 (R6.5月分 標準料金)

R6年6月28日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	税率	金額(税込税込)
		%	消費税額等
		%	金額(税込税込)
		%	消費税額等

コケヨウ 4007

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGESお客様ご請求番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

00-3813-1112

(2024年 7月17日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

山本 とおる 後援会事務所様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2024年 6月ご請求分

2024年 7月 1日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED)

6,204 円

金融機関名
BANK/POST OFFICE

口座番号
ACCOUNT

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70

領収証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 19

★

¥ 7,310-

但 共同事務費の5月分 (R6.5月分 標準料金)

R6年6月28日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	税率	金額(税込税込)
		%	消費税額等
		%	金額(税込税込)
		%	消費税額等

コケヨウ 4007

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 6月 5日

933-0846

富山県 高岡市 扇町 1丁目 1-19

山本とおる後援会 様

お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内

- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

●料金領収証に関するお知らせ

2024年9月発行分の紙請求書より「料金領収証」はご希望のお客さまのみの掲載となります。引き続き、「料金領収証」の掲載をご希望されるお客さまはお手続きが必要です。

詳しくは下記URLのご案内サイトをご確認ください。

<http://kddi-l.jp/EDc>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 6月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 5月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 6月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	16,280円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

サービス別ご利用料金

au 電話料金 (内訳)	13,160円
au 機器代金/その他商品代金	3,120円

※うち消費税等 1.0%対象
(対象税込額は9,700円でした。)

※au 合計台数 1台

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

お問い合わせ先

◆au au携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時~20時(年中無休・無料)

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 6月ご請求分(5月利用分)

山本とおる後援会 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 6月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065
領収金額 AMOUNT RECEIVED	16,280円
うち消費税等 TAX	881円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

山本とおる後援会 様

ご請求コード：0447603065 | 発行日：2024年 6月 5日 | 2 頁

● a u 電話料金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	13,160		
< 5月ご利用内訳 >	13,160		お客様コード [redacted]
▼ プラン利用料	7,380		ご利用月数は2024年 6月で [redacted] です。
使い放題MAX 5G+通話定額2		2,880	基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です
使い放題MAX 5G/データ		5,500	
家族割プラス		-1,000	カウント対象回線数 5台
▼ オプション使用料	210		
使い方サポート		590	
安心サポートパック割引額		-380	故障紛失サポートと使い方サポートを両方ご加入のため割引します
▼ 通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2	36		
通話料		12,800	
SMS（Cメール）送信料		36	
通話定額2 割引額		-12,520	
家族間通話全額割引（家族割）		-280	
▼ a u 世界サービス	3,460		
通話料/免税		3,260*	着信通話料 1,160円含む
SMS（Cメール）送信料/免税		200*	
▼ 故障紛失サポート（ACS）/税込	▲ 1,309		
Apple製品保証/税込		1,100U	（本体価格11,000円）
Apple製品 紛失補償/税込		209U	（本体価格190円）
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ 電話リレーサービス料	1		
▼ 消費税等相当額（10%）	762		10%消費税の課税対象額 7,629円
データ利用量（データ容量消費なし）	26.62GB		

● a u 機器代金/その他商品代金

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
	3,120		
▼ 購入機器代金/その他商品代金	3,120		
分割支払金		3,120*	24回（延長時47回）払い18回目。残額 84,480円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。

● 総合計 16,280円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-3813-1112	請求年月 MONTH OF ISSUE	2024 年 6 月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3813-1112			
◇NTT西日本ご利用分			
6,204	5,400	フレッツ 光ネクスト F 準利用料	合 算
	1,790	光もつともつと割	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2	合 算
	200	複数チャネル利用料	合 算
	100	追加番号利用料	合 算
	200	ひかり電話 (通話料)	合 算
	-200	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	合 算
	224	ひかり電話 (携帯通話等への通話料)	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他	合 算
	564	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	6,204	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

令和6年 7 月 25 日 報告の事務費分の領収証を添付します。

領収証

2024年06月10日(月)

山本とおる後援会 様

¥2,460-

但し、商品代(20-用紙)として上記正に領収しました
消費税額 223円を含みます
(明細部分の*印は軽減税率(8%)適用商品です)
DCM株式会社 DCM 高岡六家店
TEL 0766-31-2425
保管いただく場合は印刷面を内側に折って保管願います

010805-0001-9326
登録番号 T7010701039115

領収証

山本とおる後援会 様 No. 17

★

7,1230-

但 共同事務費の振込分 (20-用紙購入代)

R6年6月28日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別)
	%	消費税額等
	税率	金額(税別)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コタエ ヲグー1097

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

令和6年 7 月 25 日 報告の事務費分の領収証を添付します。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0302487		06-07-08
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
紙幣枚数		紙貨枚数	
万円	五千円	二千円	千円
		500円	100円
		50円	10円
		5円	1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
15:57	¥220円	¥24,242円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料 ¥220			
000058			
北陸銀行 野村支店 普通 4036850 ヤマハベリウムキ(カ)様 ヤマモトオルコウインカイ様 電話番号 0766-28-7811			

お願い……
ATM振込の履歴は、ご利用後、大切に保管ください。
お振込先・お振込金額・お振込日(※)を
必ずご確認ください。

縦(201)5042 X 2023.6 10巻X500 OK

裏面もあわせてご覧ください。

領収証

富山青嶺会議員 山本徹様 No. 20

★ 7/12/21
但 共同事務費の振込 (R6.7.7 ~ 6.25 正会費計) (R6.7.7 ~ 6.25 正会費計)
R6年7月8日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
消費税額等	%	
内訳	税率	金額(税抜税込)
消費税額等	%	

収入
印紙

123 974-1097

山本とおる後援会
高岡市扇町1-1-23

請求明細書

PAGE 1

933-0846

高岡市扇町1-1-23

2024年 6月30日 締切分 請求No. 00041761

山辺事務機株式会社

本社・工部局高岡店

〒933-0802 高岡市蓮花寺191-14

tel:0766-25-1881 fax:0766-25-1875

エコア富山店

〒939-8201 富山市花園町1丁目6-19

登録番号 T6230001011117

新湊信用金庫 高岡支店 (普) 0034610 富山銀行 本店 (普) 0008981

高岡信用金庫 駅南支店（普）0651678 富山県信用組合 本店（普）0802648

富山第一銀行 高岡支店 (普) 023146 北陸銀行 野村支店 (普) 4036850

福井銀行 さくら通り支店 (普) 6134280

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
0	0	0	22,039	2,203	24,242

[illegible]

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	4/4	事業概要*	共同使用人給料
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	山本とおる後援会との共同使用人の給料 令和 6 年 6 月分		
上記 した 事業に 要 した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考
	給料 6 月分	52,725	105,450 × 0.5 = 52,725 円
	《合 計》*	52,725	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

山本とおる後援会 様

¥ 104,370 -

但 令和6年6月分給与として 源泉徴収税額 1,030円
令和6年 7 月 8 日

上記金額を受け取りました。

領 収 証

富山県議会議員 山本徹様 No. 21

★

¥ 52,725 -

但 共同使用人の給料代金 (R6 6月分)
R6 年 7 月 8 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

コクニ セグー1097

山本とおる後援会

富山県富山市扇町1-1-23

收受

令和 6 年 7 月 20 日

決裁

令和 6 年 7 月 31 日

処理

令和 6 年 7 月 31 日

勤 務 実 績 表

令和 6 年 6 月

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	土	: ~ :	休み	17	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
2	日	: ~ :	休み	18	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
3	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	19	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
4	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	20	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
5	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	21	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6
6	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	22	土	: ~ :	休み
7	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6	23	日	: ~ :	休み
8	土	: ~ :	休み	24	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
9	日	: ~ :	休み	25	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
10	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	26	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
11	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	27	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
12	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	28	金	9 : 30 ~ 12 : 30	3
13	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	29	土	: ~ :	休み
14	金	: ~ :	休み	30	日	: ~ :	休み
15	土	: ~ :	休み				
16	日	: ~ :	休み				
		小 計	54			小 計	57
						合 計	111

(時給) × (時間)

950

111

合計

=

105,450

負担割合

山本とおる後援会

(5割)

52,725

自由民主党富山県議会議員 山本 徹

(5割)

52,725

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	621	事業概要*	新聞購読料 7月分
使途項目	07_資料購入費		
内容			
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	じんぶん赤旗日曜版 7月分	990	/
	議会と自治体 7月分	794	/ /
	富山新聞 7月分	3,380	/ /
	北日本新聞 7月分	4,000	/ /
	日刊じんぶん赤旗 7月分	3,497	/ /
	計》*	12,661	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書)

山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024年 7月分

1,784円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
『議会と自治体』	10%	1	794

(取扱先)
高岡市内免2丁目7番13号日本共産党
呉西地区委員会

8%対象	917円(税抜)	消費税	73円
10%対象	722円(税抜)	消費税	72円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
7/31

扱者

2024年08月02日分

3,380円

出金

トヨタカード

2024年08月02日分

4,000円

出金

トヨタカード

議長

山本 徹 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024年 7月分

3,497円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497

(取扱先)
930-0982
富山市荒川2丁目24-12
日本共産党富山県委員会
TEL 076-432-8383收受 令和 6年 8月 29日
決裁 令和 6年 9月 3日
処理 令和 6年 9月 5日

8%対象	3,238円(税抜)	消費税	259円
10%対象	0円(税抜)	消費税	0円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

7/30

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	622	事業概要*	事務所賃借料	電気料	上下水道料	
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費	・05_会議費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費	・10_人件費
内容	山本とおる後援会との共同使用事務所費 令和6年7月分6月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	家賃7月分	38,500	/	77,000	×0.5=	38,500円
	電気料6月分	6,884	/	13,769	×0.5=	6,884円
				↓8,086円+5,683円		
	《合計》*	45,384				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

06-06-27

16.7月分

*77,220円

家賃77,000円
電気料220円

領収証

高岡市議会議員 山本 徹 様 No. 24

★ 73,850.00

但 共同事務所費の報告に付 (16.7月分事務所賃借料)

16年7月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税別)
	%	消費税額等
	税率	金額(税別)
	%	消費税額等

収入印紙

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

收受

令和6年8月29日

決裁

令和6年9月3日

処理

令和6年9月5日

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

令和6年 8 月 23 日 報告の事務所費分の領収証を添付します。

12	06-07-11	電気料	R6.6A分 *8,086
13	06-07-11	電気料	R6.6A分 *5,683

領 収 証

高岡市議会 山本 徹 様 No. 25

★

7,688.4

但 事務所費の振込金 (R6.6A分 電気代)

R6年7月31日 上記正に領収いたしました

内訳	税別	金額(税別税込)
	%	消費税額等
	税別	金額(税別税込)
	%	消費税額等

収 入

印 紙

コクヨ センテ1007

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

高岡市扇町1-1-23

お客様番号		支払期日	7月29日
供給地点特定番号	05-0000-0000-0045-1004-0000	次回検針日	7月30日
契約種別	節電とくとく電灯	契約容量(電力)	10kVA
使用期間	5月30日～6月27日		

支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがあります。

ご請求年月	ご請求金額	消費税等相当額(再掲)	ご使用量合計	振替予定日
2024年 6月分	8,086円	735円	185 kWh	2024年 7月11日

＜ 請求金額内訳 ＞

[illegible]

電気料金（ご請求金額）には以下の託送料金相当額（税込）が含まれています。

託送料金相当額（低圧託送平均単価 9.27円/kWh）	1,714円00銭
（再掲）賠償負担金相当額（0.05円/kWh）および廃炉円滑化負担金相当額（1銭未満/kWh）	9円25銭

※ 廃炉円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。
※ 定額制のご契約については、当社ホームページで託送料金相当額をご確認ください。

＜単価のお知らせ＞ 国の「電気・ガス価格変動緩和対策事業」により、1kWhにつき1.8円（税込）を差し引き（燃料費調整単価に反映）しております。

	燃 料 費 調 整 単 価	再エネ発電賦課金単価		
今月分（1 kWhにつき）	- 8.17 円	3.49 円		
来月分（1 kWhにつき）	- 6.42 円	3.49 円		

※ 燃料費調整単価および再エネ発電促進賦課金単価は従量制の単価を表示しております。定額制のご契約については当社ホームページでご確認ください。

前月分電気料金等領収のお知らせ

日頃は格別のお引立てをいただき誠にありがとうございます。以下のとおり電気料金を口座振替により領収いたしました。

領 収 年 月	領 収 金 額	消費税等相当額 (再掲)	ご 使 用 量 合 計	領 収 日
2 0 2 4 年 6 月 分	8,086 円	735 円	185 kWh	2024 年 7 月 11 日
*****	*****	*****	***** **	*****

振替金融機関／店舗名

口 座 番 号

証明書としてご利用可能かどうかは、ご提出先にご確認ください。

北陸電力株式会社
小売電気事業者登録番号 (A0271)

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 山本 徹

整理番号	623	事業概要*	コピー機 リース料 携帯電話料 インターネット・電話料			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
内容	山本とおる後援会との共同使用事務費 令和6年 7月分 6月分					
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	備品リース料 7月分	4,785	9,570 × 0.5 = 4,785 円			
	携帯電話料 6月分	5,754	11,508 × 0.5 = 5,754 円			
	インターネット・電話料 6月分	3,040	6,080 × 0.5 = 3,040 円			
	《合計》*	13,579				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

406-07-03 *9,570 シェアードアフィス

領収証 富山県議会 山本 徹様 No. 23

★ 14785-

但 共同事務費の振替口座 (R6.7月分)

R6年7月31日 上記正に領収いたしました (R6.7月分)

内訳	税率	金額(税別税込)
	%	消費税額等
	%	金額(税別税込)
	%	消費税額等

取 入 印 紙

山本とおる後援会

富山県富山市1-1-23

コケヨ 64-3097

収受 令和6年8月29日
決裁 令和6年9月3日
処理 令和6年9月5日

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

令和6年 8月 23日 報告の事務費分の領収証を添付します。

20 06-07-25

R6.6月分

*12,817 KDDIリョウキン

領 収 証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 26

★

7,575.4

但 共同事務費の振替分 (R6.6月分 携帯料金)
R6年 7月 5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込税込)
収入	%	消費税額等
印紙	税率	金額(税込税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクニ ケー-1007

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGESお客様ご請求番号
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

00-3813-1112

(2024年 8月 17日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

山本 とおる 後援会事務所 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2024年 7月ご請求分 ✓

2024年 7月 31日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED)

6,080 円

金融機関名
BANK/POST OFFICE

* * * * *

口座番号
ACCOUNT

* * *

印紙税申告納
付に必要
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-170

領 収 証

富山県議会議員 山本 徹様 No. 27

★

7,304.0

但 共同事務費の振替分 (R6.6月分 電話料金)
R6年 7月 5日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込税込)
収入	%	消費税額等
印紙	税率	金額(税込税込)
	%	消費税額等

収入
印紙

コクニ ケー-1007

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

発行年月日 DATE OF ISSUE 2024年 7月 3日

933-0846

富山県 高岡市 扇町 1丁目 1-19

山本とおる後援会 様

お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内

- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発音が障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

●料金領収証に関するお知らせ

2024年9月発行分の紙請求書より「料金領収証」はご希望のお客さまのみの掲載となります。引き続き、「料金領収証」の掲載をご希望されるお客さまはお手続きが必要です。

詳しくは下記URLのご案内サイトをご確認ください。

<http://kddi-l.jp/EDc>

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2024年 7月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2024年 6月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2024年 7月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	12,817円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

a u 電話料金 9,697円
(内訳) (9,697円)
a u 機器代金/その他商品代金 3,120円

※うち消費税等 10%対象 881円
(対象税込額は9,697円でした。)

※a u 合計台数 1台

「うち消費税等」は請求書内の税込合計額から割り戻して算出しております。

◆a u a u 携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時（年中無休・無料）

◆povo WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2024年 7月ご請求分（6月利用分）

山本とおる後援会 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

右記KDDI料金を 7月 25日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0447603065
領収金額 AMOUNT RECEIVED	12,817円
うち消費税等 TAX	881円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2-1 KDDIビル

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI 株式会社

ご請求コード: 0447603065 | 発行日: 2024年 7月 3日 | 2 頁

山本とおる後援会 様

●a u 電話料金			●合計	9,697 円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
＜ 6 月ご利用内訳＞	9,697		お客様コード	
▼プラン利用料	9,697		ご利用月数は2024年 7月で	
使い放題MAX 5G+通話定額2	7,380	2,880	基本使用料と通話定額2（1800円）の合算額です	
使い放題MAX 5G/データ		5,500		
家族割プラス		-1,000	カウント対象回線数 5台	
▼オプション使用料	210			
使い方サポート		590		
安心サポートパック割引額		-380	故障紛失サポートと使い方サポートを両方ご加入のため割引します	
▼通話料/使い放題MAX 5G+通話定額2	33			
通話料		14,160		
SMS（Cメール）送信料		33		
通話定額2 割引額		-13,880		
家族間通話全額割引（家族割）		-280		
▼故障紛失サポート（ACS）/税込	1,309			
Apple製品保証/税込		1,100U	（本体価格1,000円）	
Apple製品 紛失補償/税込		209U	（本体価格190円）	
▼ユニバーサルサービス料	2			
▼電話リレーサービス料	1			
▼消費税等相当額（10%）	762		10%消費税の課税対象額 7,626円	
データ利用量（データ容量消費なし）	34.60GB			

$9,697 - 1,309 = 8,388$

●a u 機器代金/その他商品代金			●合計	3,120 円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
▼購入機器代金/その他商品代金	3,120			
分割支払金	3,120			
		3,120*	24回（延長時47回）払い19回目。残額 81,360円 旧機種返却で、スマホトクするプログラムがご利用可能です。	

●総合計 12,817 円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

$8,388 + 3,120 = 11,508$

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) -AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-3813-1112				
◇NTT西日本ご利用分				
6,080	5,400		フレッツ 光ネクスト F 単利用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	-1,790		光ももっともっと割	2027年04月～2027年06月以 合 算
	1,020		ひかり電話A (エース) 定額料1	6月 1日～ 6月30日 電話番号 合 算
	480		ひかり電話A (エース) 定額料2	6月 1日～ 6月30日 ひかり電 合 算
	200		複数チャネル使用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	100		追加番号使用料	6月 1日～ 6月30日 合 算
	448		ひかり電話 (通話料)	6月 1日～ 6月30日 翌月への 合 算
	-448		ひかり電話A (エース) 定額料分通話	6月 1日～ 6月30日 ひかり電 合 算
	112		ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	6月 1日～ 6月30日 合 算
	6		ユニバーサルサービス料他	6月 1日～ 6月30日 2番号分 合 算
	552		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	6,080	6,080	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、おまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

山本 徹

整理番号	624	事業概要*	共同使用人給料
使途項目	10_人件費	01_調査研究費・02_研修費・03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費・05_会議費 06_資料作成費・07_資料購入費・08_事務所費・09_事務費・10_人件費	
内容	山本とおる後援会との共同使用人の給料 令和6年7月分		
上記 した 事業に 要 した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考
	給料 7月分	56,287	112,575 × 0.5 = 56,287 円
	《合 計》*	56,287	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

山本とおる後援会 様

¥ 111,235

但 令和6年7月分給与として 源泉徴収税額 1,340円

令和6年 8 月 7 日

上記金額を受け取りました。

領 収 証

信山県議会議員 山本 徹様 No. 28

756287

但 共同使用人の給料 7月分 (112,575円)

令和6年8月7日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税込)
	%	消費税額等
収 入	税率	金額(税込)
印 紙	%	消費税額等

山本とおる後援会

高岡市扇町1-1-23

シシロ 3097

收受

令和6年8月29日

決裁

令和6年9月3日

処理

令和6年9月5日

勤 務 実 績 表

令和 6年 7月

日	曜日	就業時間	時間	日	曜日	就業時間	時間
1	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	17	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
2	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	18	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
3	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	19	金	9 : 30 ~ 12 : 30	3
4	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	20	土	: ~ :	休み
5	金	: ~ :	休み	21	日	: ~ :	休み
6	土	: ~ :	休み	22	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
7	日	: ~ :	休み	23	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
8	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6	24	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
9	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6	25	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6
10	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6	26	金	9 : 30 ~ 11 : 00	1.5
11	木	9 : 30 ~ 15 : 30	6	27	土	: ~ :	休み
12	金	9 : 30 ~ 15 : 30	6	28	日	: ~ :	休み
13	土	: ~ :	休み	29	月	9 : 30 ~ 15 : 30	6
14	日	: ~ :	休み	30	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6
15	月	: ~ :	休み	31	水	9 : 30 ~ 15 : 30	6
16	火	9 : 30 ~ 15 : 30	6				
		小 計	60			小 計	58.5
						合 計	118.5

(時給) × (時間)

950 × 118.5

合計

=

112,575

負担割合

山本とおる後援会

(5割)

56,288

自由民主党富山県議会議員 山本 徹

(5割)

56,287